

(別紙2)

答申予定の文化財 2

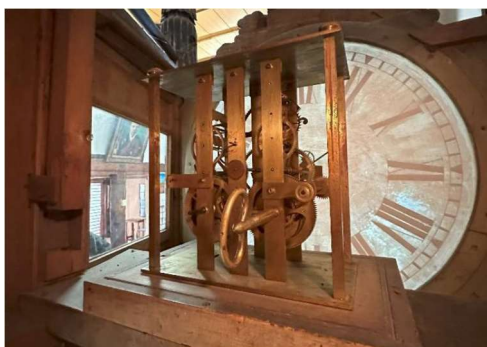
- (1) 種別：歴史資料
- (2) 名称：旧西田川郡役所塔時計
- (3) 員数：1式
- (4) 所有者：常念寺（鶴岡市）
- (5) 文化財の所在場所：同上
- (6) 概要

明治14年5月に落成した、初代山形県令・三島通庸が建設を命じた西田川郡役所の塔屋に設置されていた時計で、東京日本橋で時計店を営み、四方時計で著名な3代目金田市兵衛(1847～1923)の作成によるもの。明治18年ごろに常念寺に移され、現在に至る。

時計に刻まれた銘文により、製作者や製作年(明治13年5月)がはっきりしており、現存する塔時計の中でも日本最古の国産塔時計であると考えられる。



文字盤



機械装置



全体



振り子



機械装置の天板の銘